

名古屋市障害者への合理的配慮の 提供支援に係る助成事業申請の手引き

○ 申請書類等提出先（相談先）

名古屋市障害者差別相談センター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号 総合社会福祉会館 5 階

電話：052-856-8181

FAX：052-919-7585

電子メール：inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp

ホームページ：<https://nagoya-sabetsusoudan.jp>

受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時

令和 7 年 7 月
名古屋市健康福祉局
名古屋市障害者差別相談センター

目次

1 目的	P.2
2 助成対象者	P.2
3 助成対象経費・助成額	P.2
4 助成事業利用の流れ	P.3
5 事前相談・交付申請	P.3
6 交付決定	P.4
7 完了報告	P.4
8 助成額確定	P.5
9 交付	P.5
10 交付決定取消・助成金返還	P.5
11 活用状況報告等	P.5
12 留意事項	P.5
■ 名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業の流れ	P.6
■ 「ナゴヤあいサポート事業」チラシ	P.7

【参考様式】

● 名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書（第1号様式）	P.8
● 名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）	P.9
● 名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書（第3号様式）	P.10
● 名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定（却下）通知書（第4号様式）	P.11
● 名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金事業完了報告書（第5号様式）	P.12
● 名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付額確定通知書（第6号様式）	P.13
● 名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書（第7号様式）	P.14
● 名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定取消通知書（第8号様式）	P.15
● 名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金活用状況報告書（第9号様式）	P.16

1 目 的

平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）」が施行され、同法の改正により、令和 6 年 4 月からは事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。

ついては、事業者において、法の趣旨に即した対応を円滑に図ることができるよう、物品購入等に要する費用に対して一部助成を行い、事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するものです。

2 助成対象者

(1) 市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等のサービスを不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者

(2) 市内において活動している町内会、サークル、PTA 等の団体やグループ

※障害者個人への助成事業ではありません。

3 助成対象経費・助成額

助成対象経費は、市内において、助成対象者が障害者への合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう、障害者にとっての社会的障壁を取り除くことを目的としたコミュニケーションツール作成費及び物品購入費とします。

助成額は、助成対象経費の全額です。ただし、下表の助成限度額を上限とします。

対象経費	助成限度額	助成対象例
①コミュニケーションツール作成費	50,000円	・点字メニュー ・コミュニケーションボード ・チラシ等の音訳版 ・事業等紹介動画の手話通訳付与 ・バリアフリー案内板（作成費のみ。取付工事費は除く） など
②物品購入費	100,000円	・折り畳み式スロープ ・筆談ボード ・ボイス筆談機 ・吸音ボード ・拡声器 ・対話支援機器 ・コミュニケーションアプリ ・トーキングエイド ・手すり（購入費のみ。取付工事費は除く） など

※ ①・②の区分それぞれにつき、年度内各 1 回申請可。

※ 助成対象例は一例ですので、障害者への合理的配慮の提供にあたって必要な物品等ございましたら、お気軽にご相談ください。

ただし、次に掲げる経費は対象になりません。

- (1) 国、地方公共団体その他各種団体等が実施する助成事業の助成を受けた経費（予定を含む）
- (2) 本助成金の交付申請前に作成・購入済みの経費
- (3) ランニングコストやレンタル・リース費用
- (4) 建物構造の変更を伴う工事の施工に係る経費
- (5) 障害者雇用のために必要となる設備や備品の購入費用
- (6) 障害者のサービス利用に際して社会的障壁を取り除くことを目的としない物品の購入等

4 助成事業利用の流れ

別添流れ図参照（P.6 参照）

5 事前相談・交付申請

(1) 事前相談

助成金の交付申請をする前に対象経費等について、名古屋市障害者差別相談センター（以下「センター」という。）に必ずご相談ください。

(2) 交付申請

第1号様式に、次の書類を添えて、センターに提出してください。

- ア 仕様書（コミュニケーションツール作成費の場合）
- イ カatalog等の写し（物品購入費の場合）
- ウ 見積書
- エ その他（必要に応じて、上記以外の資料をご提出いただく場合があります）

関係様式 第1号様式（P.8 参照）

「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書」

- ※ 申請は、同一年度内において、1 対象者につき、対象経費の区分それぞれ 1 回限りです。
- ※ 申請時点では、物品等の発注は行わないでください。
- ※ 申請期日は、原則として各年度の 2 月末日までとし、「完了報告書」（P.4 参照）の提出が 3 月末日までに可能なものとします。
- ※ 上記期限にかかわらず、年度途中で助成金申請額が予算額に達した時点で受付終了となる場合があります。
- ※ 交付申請者は、名古屋市の実施する「ナゴヤあいサポート事業」に参加し、原則として交付申請日の属する年度の翌年度末日までに「あいサポート企業（団体）」の認定を受けていただくようお願いします。

6 交付決定

センターは、交付申請書を受理後、その内容を審査し、助成の可否を決定し、第 2 号様式にて通知します。

関係様式 第 2 号様式 (P.9 参照)

「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定（却下）通知書」

- ※ 交付決定は、交付申請書受理後、概ね 2 週間程度を予定しています。
- ※ 交付決定通知書が届いた後、物品等の発注を行ってください。
- ※ 交付決定額は、交付予定額を明示するものであり、助成額を約束するものではありません。完了報告後、助成額の確定を行います。
- ※ 申請内容に変更等が生じた場合には、センターへご連絡下さい。

関係様式 第 3 号様式 (P.10 参照)

「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書」

第 4 号様式 (P.11 参照)

「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定（却下）通知書」

7 完了報告

申請者は、対象経費に係る物品等の納品を受けた日の翌日から起算して 30 日を経過する日、又は交付申請日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、第 5 号様式に、次の書類を添えて、センターに報告してください。

ア 領収書の写し

イ 助成事業を利用して作成したコミュニケーションツール又は購入した物品を使用している写真

関係様式 第 5 号様式 (P.12 参照)

「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業完了報告書」

8 助成額確定

センターは、完了報告書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成額を確定し、第 6 号様式にて申請者に通知します。

併せて障害者への合理的配慮の提供に係る啓発物品（ステッカー）を配付します。事務所や店舗等に貼付けするなど、啓発用にご活用ください。

関係様式 第 6 号様式 (P.13 参照)

「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付額確定通知書」

9 交 付

申請者は、交付額確定通知書が交付されたら、速やかに第 7 号様式にてセンターに助成金の請求を行ってください。

センターは、助成金請求書で請求された日から 30 日以内に指定された振込口座に入金します。

関係様式 第 7 号様式 (P. 14 参照)

「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書」

10 交付決定取消・助成金返還

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消すものとします。

- (1) 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 申請内容と異なる物品等の購入を行ったとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。

※ 助成金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、センターから指定された期限までに返還していただくことになります。

関係様式 第 8 号様式 (P. 15 参照)

「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定取消通知書」

11 活用状況報告等

助成金の交付を受けたら、交付日の属する年度の翌年度末日までに第 9 号様式にて対象経費の活用状況をセンターに報告してください。

報告後、名古屋市障害者差別相談センターのホームページ等に当該活用状況を掲示し、公表する場合があります。

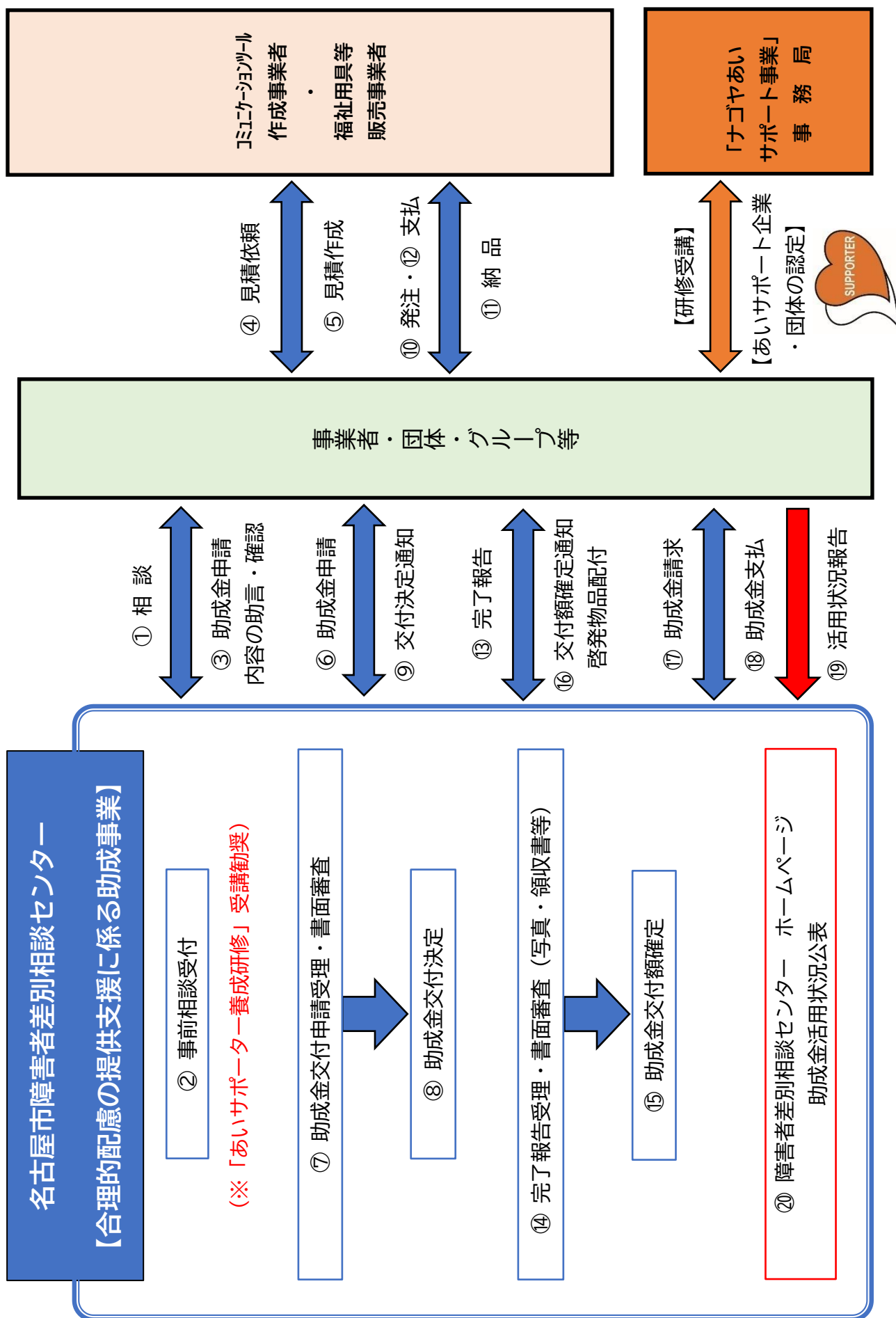
関係様式 第 9 号様式 (P. 16 参照)

「名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金活用状況報告書」

12 留意事項

助成事業の利用を契機に、引き続き障害のある人の理解に努めるとともに、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業の流れ



障害を知り、共に生きる

あいサポーターに ないませんか？

SUPPORTER



あいサポーターとは？

障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する意欲がある方のことです。

名古屋市では、この「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」を実施しています。

あいサポーターになるには？

いずれかの方法であいサポーター養成研修を受講いただければ、誰でもなることができます。

- ①集合研修（個人でお申し込みの場合）
 - ②講師派遣研修（企業・団体等でお申し込みの場合）
- 研修受講後、「あいサポートバッジ」をお渡しします。
詳しくは裏面またはホームページをご覧ください。



お問い合わせ

ナゴヤあいサポート事業事務局（受託企業：Man to Man Animo株式会社）

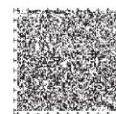
〒456-0002 名古屋市熱田区金山町1-19-13 川島ビル4階

TEL:052-678-3001 FAX:052-678-2888 Email:n-ai-support@mmg.jp

<https://shougairikai-nagoya.jp/aisupport>

ナゴヤあいサポート 検索

詳細は
コチラ



名古屋市

▲目の不自由な方の
ための音声コード

(第1号様式)

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書

年 月 日

(あて先)

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会会長

(申請者)

住所又は所在地

名 称

代表者氏名

下記の合理的配慮の提供支援に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

対 象 者 区 分	☐ 事業者 ☐ 団体・グループ
相 談 年 月 日	年 月 日
対 象 経 費 区 分	☐ コミュニケーションツール作成費 ☐ 物品購入費
申請目的・内容	
助 成 対 象 経 費	円
助 成 金 申 請 額	円
完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	☐ 仕様書（コミュニケーションツール作成費） ☐ カタログ等の写し（物品購入費） ☐ 見積書 ☐ その他（ ）
あいサポート 企業（団体）	☐ 認定済（ 年 月 日） ☐ 認定予定（ 年 月 日）
連 絡 先 等	TEL : FAX : MAIL : 担当者名 :

※ 当該助成金の申請内容及び助成金交付後の活用状況について、名古屋市障害者差別相談センターのホームページ等へ掲載されることに同意します。

(第2号様式)

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定（却下）通知書

(文書番号)

年 月 日

様

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会長名

印

年 月 日付で交付申請のありました名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容 決定 ・ 却下

2 決定理由

3 交付決定額 金 円

4 交付条件

- (1) 交付申請書に基づき物品等の購入を行ってください。
- (2) やむを得ない理由により交付申請書の内容を変更する場合は、事前に届け出てください。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消しさせていただくことになります。
 - ア 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
 - イ 申請内容と異なる物品等の購入を行ったとき。
 - ウ 助成金を他の用途に使用したとき。

5 完了報告

交付申請した物品等の納品を受けた日の翌日から起算して 30 日を経過する日、又は交付申請日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、完了報告書を提出してください。

(第3号様式)

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書

年 月 日

(あて先)

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会会長

(申請者)

住所又は所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付(文書番号)で交付決定通知を受けました名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金について、下記のとおり変更を申請します。

記

対 象 経 費 区 分	☐ コミュニケーションツール作成費 ☐ 物品購入費
変更理由・内容	
助 成 対 象 経 費 (変 更 後)	円
助 成 金 申 請 額 (変 更 後)	円
完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	☐ 仕様書(コミュニケーションツール作成費) ☐ カタログ等の写し(物品購入費) ☐ 見積書 ☐ その他() ※ 変更内容の分かるものを添付してください。
連 絡 先 等	TEL : FAX : MAIL : 担当者名 :

(第4号様式)

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定（却下）通知書
(文書番号)

年 月 日

様

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会長名

印

年 月 日付で変更交付申請のありました 年 月 日付
(文書番号) で交付決定した名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金に
ついて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 変更決定内容 決定 ・ 却下

2 変更決定理由

3 変更交付決定額 金 円

4 交付条件

- (1) 変更交付申請書に基づき物品等の購入を行ってください。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、変更交付決定の全部又は一部を取消しさせていた
だくことになります。
 - ア 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
 - イ 申請内容と異なる物品等の購入を行ったとき。
 - ウ 助成金を他の用途に使用したとき。

5 完了報告

変更交付申請した物品等の納品を受けた日の翌日から起算して 30 日を経過する日、
又は交付申請日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、完了報告書を提
出してください。

(第5号様式)

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業完了報告書

年 月 日

(あて先)

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会会長

(申請者)

住所又は所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付(文書番号)で交付決定通知を受けました名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金について、下記のとおり報告します。

記

対 象 経 費 区 分	☐ コミュニケーションツール作成費 ☐ 物品購入費
完 了 年 月 日	年 月 日
実 施 内 容	
交 付 決 定 額	円
助 成 対 象 経 費 (完 了 後)	円
添 付 書 類	☐ 領収書の写し ☐ 助成事業を利用して作成したコミュニケーションツール 又は購入した物品を使用している写真 ☐ その他 ()
あ い サ ポ ー ト 企 業 (団 体)	☐ 認定済 (年 月 日) ☐ 認定予定 (年 月 日)

(第6号様式)

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付額確定通知書

(文書番号)

年 月 日

様

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会長名

印

年 月 日付で助成事業完了報告のありました 年 月 日
付（文書番号）で交付決定した名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金
について、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額

円

(第7号様式)

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書

年 月 日

(あて先)

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会会長

(申請者)

住所又は所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付(文書番号)で交付額確定通知を受けました名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

(振込先)

金融機関名	銀行 金庫 組合	店 舗 名	本店 支店 出張所
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			
口座名義人 (漢 字)			

(第8号様式)

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定取消通知書

(文書番号)

年 月 日

様

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会長名

印

年 月 日付（文書番号）で交付決定した名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金について、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取消しましたので通知します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付取消額 | 円 |
| 3 返 還 額 | 円 |
| 4 返 還 期 限 | |
| 5 取 消 理 由 | |

(第9号様式)

名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金活用状況報告書

年 月 日

(あて先)

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会会長

(申請者)

住所又は所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付(文書番号)で交付額確定通知を受けました名古屋市障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成金の活用状況について、下記のとおり報告します。

記

対 象 経 費 区 分	☐ コミュニケーションツール作成費 () ☐ 物品購入費 ()
助成金活用効果	【事業者・団体等】
	【利用者等】
そ の 他 (・ 助成金への要望) (・ 障害のある方への) (対応で困っている) (事)	
あいサポート 企業 (団 体)	☐ 認定済 (年 月 日) ☐ 認定予定 (年 月 日)

※ その他、助成金活用状況の分かる資料等ありましたら、添付してください。